

令和7年6月18日

令和7年第2回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	3	処分報告（貝塚市市税条例の一部改正）の件	4
〃	4	令和6年度貝塚市一般会計予算繰越報告の件	6
〃	5	令和6年度貝塚市水道事業会計予算繰越報告の件	9
〃	6	令和6年度貝塚市下水道事業会計予算繰越報告の件	11
〃	7	処分報告（令和7年度貝塚市一般会計補正予算（第2号））の件	13
〃	8	令和7事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画報告の件	17
議案	37	貝塚市市税条例の一部を改正する条例制定の件	19
〃	38	貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	22
〃	39	貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	23
〃	40	貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	25
〃	41	貝塚市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件	25
〃	42	貝塚市営葬儀条例の一部を改正する条例制定の件	26
〃	43	貝塚市営葬儀条例等の一部を改正する条例制定の件	26
〃	44	貝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件	28
〃	45	貝塚市下水道条例の一部を改正する条例制定の件	28
〃	46	官民連携手法を用いた公共施設等のLED照明調達事業に係る事業契約を締結する件	29
〃	47	三館等合同施設建設工事（建築工事）の工事請負契約を締結する件	29
〃	48	救助工作車を取得する件	30
〃	49	字の区域の変更及び町を新設する件	30

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議案	50	財産を支払手段として使用する件	33
〃	51	令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 3 号）の件	34
〃	52	令和 7 年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の件	38
〃	53	令和 7 年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第 1 号）の件 （担当：行財政管理課）	41

報告第 3 号

処分報告（貝塚市市税条例の一部改正）の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分したものであるので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 18 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市市税条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 3 月 31 日処分

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 18 号

貝塚市市税条例の一部を改正する条例

貝塚市市税条例（平成25年貝塚市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第28条第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第78条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第94条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの
年額2,000円

第99条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第94条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第100条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第122条第2項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第130条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第16条第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第17条第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に

については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第17条の2及び第17条の3を削る。

附則第17条の4第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条の4第6項」を「附則第16条の2第6項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第17条の2とする。

附則第29条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第29条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第29条の6（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第29条の7第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第41条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の貝塚市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第94条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 4 号

令和 6 年度貝塚市一般会計予算繰越報告の件

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度貝塚市一般会計予算の繰越明許費の繰越計算書を、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 18 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和6年度 貝塚市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国・府支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1. 総務管理費	三館等合同施設整備事業	円 2,037,000	円 2,036,100	円 0	円 0	円 0	円 0	円 2,036,100
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰対策給付金事業	406,609,000	70,640,438	0	70,640,438	0	0	0
3. 民生費	2. 児童福祉費	すくすく子ども館施設等整備事業	5,754,000	5,754,000	0	0	4,900,000	0	854,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	保健・福祉合同庁舎整備事業	42,860,000	42,860,000	0	0	36,600,000	0	6,260,000
7. 商工費	1. 商工費	地域ポイントプレミアム事業（臨時）	33,534,000	33,534,000	0	33,534,000	0	0	0
8. 土木費	1. 土木管理費	F M推進事業	35,200,000	35,200,000	0	35,200,000	0	0	0
8. 土木費	5. 都市計画費	南海二色浜駅総合改善事業	100,153,000	100,153,000	0	0	0	0	100,153,000
9. 消防費	1. 消防費	備蓄物品整備事業	9,445,000	9,445,000	0	4,722,000	0	0	4,723,000
10. 教育費	2. 小学校費	小学校管理事業（臨時）	71,799,000	71,799,000	0	25,216,000	24,300,000	0	22,283,000
10. 教育費	3. 中学校費	中学校管理事業（臨時）	1,441,000	1,441,000	0	720,000	600,000		121,000

10. 教育費	4. 幼稚園費	幼稚園管理事業（臨時）	3,769,000	3,769,000	0	704,000	600,000		2,465,000
10. 教育費	5. 社会教育費	山手施設整備事業	3,601,000	2,750,000	0	0	1,900,000	0	850,000
合計			716,202,000	379,381,538	0	170,736,438	68,900,000	0	139,745,100

報告第 5 号

令和 6 年度貝塚市水道事業会計予算繰越報告の件

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度貝塚市水道事業会計予算に係る建設改良費の繰越計算書を、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 18 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和 6 年度貝塚市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払 義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	三ヶ山配水場No. 1 配水池耐震補 強詳細設計業務	円 15,070,000	円 0	円 15,070,000	円 3,760,000	円 0	円 11,310,000	円 0	円 0	補助採択に伴い、事 業時期の見直しや耐 震工法の検討などに 時間を要したため。
		畑村木積線送配 水管布設替工事	円 121,847,000	円 0	円 121,847,000	円 18,500,000	円 45,500,000	円 57,847,000	円 0	円 0	補助採択に伴い、事 業時期の見直し・調 整などに時間を要し たため。
		水間和泉橋本停 車場線配水管布 設替工事その2	円 108,988,000	円 0	円 108,988,000	円 0	円 0	円 108,988,000	円 0	円 0	入札が不落となった ため。
		中央校前線配水 管布設替工事	円 31,339,000	円 0	円 31,339,000	円 0	円 0	円 31,339,000	円 0	円 0	地元調整に日数を要 したため。
		大阪和泉南線 配水管布設替工 事	円 39,787,000	円 0	円 39,787,000	円 0	円 0	円 39,787,000	円 0	円 0	他事業との調整に日 数を要したため。

報告第 6 号

令和 6 年度貝塚市下水道事業会計予算繰越報告の件

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度貝塚市下水道事業会計予算に係る建設改良費等の繰越計算書を、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 18 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和 6 年度貝塚市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額	説明
						国 庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	脇浜第一排水区管 渠築造工事第 1 工 区(汚水工事)	円 7,767,100	円 0	円 7,767,100	円 0	円 7,700,000	円 67,100	円 0	円 0	工法の変更が生じたため。
		脇浜第一排水区管 渠築造工事第 1 工 区ガス管復元工事 (汚水)	円 3,201,000	円 0	円 3,201,000	円 0	円 3,200,000	円 1,000	円 0	円 0	工法の変更が生じたため。
		脇浜第一排水区管 渠築造工事第 1 工 区(雨水工事)	円 569,140,000	円 0	円 569,140,000	円 219,400,000	円 349,700,000	円 40,000	円 0	円 0	工法の変更が生じたため。
		脇浜第一排水区管 渠築造工事第 1 工 区ガス管復元工事 (雨水)	円 7,694,000	円 0	円 7,694,000	円 0	円 7,600,000	円 94,000	円 0	円 0	工法の変更が生じたため。
		令和 6 年度貝塚市 公共下水道津田雨 水ポンプ場建設工 事委託	円 41,100,000	円 0	円 41,100,000	円 20,550,000	円 20,500,000	円 50,000	円 0	円 0	地元協議に時間を要したため。

報告第 7 号

処分報告（令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 18 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号）の件

令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号）の件

令和 7 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 1 2 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0 , 8 2 4 , 9 1 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 5 月 22 日 処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		8,280,748	312,000	8,592,748
	2. 国庫補助金	967,146	312,000	1,279,146
歳 入 合 計		40,512,914	312,000	40,824,914

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		5,645,859	312,000	5,957,859
	2. 徴税費	348,108	312,000	660,108
歳	出	合	計	
		40,512,914	312,000	40,824,914

報告第 8 号

令和 7 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画報告の件

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 7 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の事業計画を次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 18 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和 7 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画

事業の方針
【方針】 方針 1. 市民の参加、参画を重要視した事業運営 方針 2. 芸術性の高い内容、演者、アーティストの選択 方針 3. 地域との連携

事業	事業の概要
コスモスシアターの管理、運営業務	・シアターの活性化や賑わい作りを行う。 ・施設利用率の向上に向けて、積極的かつ効率的な営業、宣伝を行う。 ・建物、備品の経年劣化を踏まえ、効率のいい施設管理を行う。
自主、受託事業の企画、実施業務	・貝塚市や地域との連携を活かした事業に取り組む。 ・上質な文化・芸術に触れる機会を提供する。 ・小中高生はじめ若年層の文化活動を支援し、地域文化の担い手を育成する。 ・市民が親しみやすいホール運営を目指し、町会、自治会の協力を得て、多くの方々に足を運んでもらえるよう、事業の展開、宣伝を行う。

令和 7 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団予算

令和 7 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の収支予算については、次に定めるところによる。

(収支予算)

- 1 令和 7 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の収支予算は、収入を 253,950 千円、支出を 253,950 千円とする。
- 2 収入支出予算の科目ごとの金額は、次による。

収入の部

(単位:千円)

大 科 目	予 算 額
基 本 財 産 運 用 収 入	0
事 業 収 入	252,950
雑 収 入	1,000
当 期 収 入 合 計	253,950
前 期 繰 越 収 支 差 額	0
収 入 合 計	253,950

支出の部

(単位:千円)

大 科 目	予 算 額
事 業 支 出	252,950
管 理 費	1,000
当 期 支 出 合 計	253,950
当 期 収 支 差 額	0
次 期 繰 越 収 支 差 額	0

借入金限度額 5,000,000 円

議案第 37 号

貝塚市市税条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 18 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市市税条例の一部を改正する条例

貝塚市市税条例（平成25年貝塚市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 9 条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第19条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第28条第 1 項ただし書中「若しくは法第314条の 2 第 4 項」を「、法第314条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第12号に規定する特定親族をいう。第30条第 1 項第 3 号及び第31条第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第30条第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第31条第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第43条の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第43条の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第102条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第102条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第103条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第104条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第102条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- （1）葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から

第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第103条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第103条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第19条、第28条第1項ただし書、第30条第1項第3号及び第31条第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第43条の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(3) 第7条及び第9条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の貝塚市市税条例(以下「新条例」という。)第7条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第19条及び第28条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第30条第1項第3号及び第31条第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第30条第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」

という。)以後に支払を受けるべき新条例第28条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第30条第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の貝塚市市税条例(以下「旧条例」という。)第28条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第30条第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第31条第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第31条第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第31条第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第43条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、貝塚市市税条例第102条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第104条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第43条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 貝塚市市税条例第104条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第43条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第43条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 38 号

貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 18 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年貝塚市条例第14号）の一部を次のように改正する

。

第22条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第23条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。
育児休業法第19条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第23条第 2 項中「勤務時間条例第14条に規定する特別有給休暇をいう。」を削り、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第23条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第23条の 2 育児休業法第19条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

（1） 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第23条の 3 育児休業法第19条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（育児休業法第19条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第23条の 4 育児休業法第19条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情）

第23条の 5 育児休業法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命

権者が認める事情とする。

第24条第1項中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加え、同条第2項中「限る。）が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第25条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第25条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の貝塚市職員の育児休業等に関する条例第23条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第39号

貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年6月18日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年貝塚市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改める。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条第1項中「申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第18条とする。

第16条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条 任命権者は、貝塚市職員の育児休業等に関する条例（平成4年貝塚市条例第14号）第26条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 貝塚市職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第17条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日において同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 40 号

貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 18 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年貝塚市条例第336号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 学校医（内科の医師に限り、幼稚園医を除く。）の項報酬の額の欄に次の 1 号を加える。

（3） その他報酬 学校で実施する定期健康診断を欠席し学校医の所属する診療所等で定期健康診断を受診した児童又は生徒 1 人につき 1,000 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 41 号

貝塚市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市営住宅設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 18 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市営住宅設置条例の一部を改正する条例

貝塚市営住宅設置条例（昭和 39 年貝塚市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表貝塚市営久保団地住宅の部を削り、同表貝塚市営脇浜団地住宅の部貝塚市脇浜四丁目 21 番から 28 番の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号

貝塚市営葬儀条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市営葬儀条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 18 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市営葬儀条例の一部を改正する条例

貝塚市営葬儀条例（昭和27年貝塚市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 3 号

貝塚市営葬儀条例等の一部を改正する条例制定の件

貝塚市営葬儀条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 18 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市営葬儀条例等の一部を改正する条例

（貝塚市営葬儀条例の一部改正）

第 1 条 貝塚市営葬儀条例（昭和27年貝塚市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この条例は、市が簡素及び低廉で厳粛な葬儀を行い、市民の利用に供することにより、市民生活の利便の向上に寄与することを目的とする。

第 4 条第 1 項第 3 号中「飾付け」を「飾り付け」に改め、同項第 4 号を削る。

第10条中「の一部」を削り、「本市内」を「市の区域内」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

種別	区分		金額			摘要
			市民		市民でない者	
			大人	小人(12歳未満)		
1号	大祭壇 3段	寺院、家庭、 兼用	75,000円	47,000円	117,500円	棺箱その他附属品、祭壇飾り付け、納棺
2号	大祭壇 3段	寺院、家庭、 兼用	35,000円	22,000円	77,800円	
3号	中祭壇 3段	家庭専用	11,000円	6,000円	47,800円	

備考 神式及びキリスト教式の葬儀の使用料は、種別の2号に定める金額を適用する。

(貝塚市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部改正)

第2条 貝塚市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成5年貝塚市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表犬猫等の死体の部収集、運搬及び処分の中「、運搬及び処分」を「及び運搬」に、「1,200円」を「500円」に改め、同部処分のみの項を削る。

(議会の特別議決に付すべき重要な公の施設を定める条例の一部改正)

第3条 議会の特別議決に付すべき重要な公の施設を定める条例（昭和39年貝塚市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の貝塚市営葬儀条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に執行する葬儀の使用料について適用し、同日前に執行した葬儀の使用料については、なお従前の例による。

議案第 44 号

貝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 18 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例

貝塚市水道事業給水条例（平成 9 年貝塚市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「に基づき」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が、他の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は法第 16 条の 2 第 1 項の規定により他の水道事業者の指定を受けた者（次項において「他の水道事業者の指定を受けた者」という。）に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 8 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の水道事業者の指定を受けた者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

貝塚市下水道条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 18 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市下水道条例の一部を改正する条例

貝塚市下水道条例（昭和 63 年貝塚市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が、他の公共下水道管理者（法第 4 条第 1 項に規定する者をいう。）から排水設備等の工事を行う者として指定を受けた者に工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 46 号

官民連携手法を用いた公共施設等のＬＥＤ照明調達事業に係る事業契約を締結する件
官民連携手法を用いた公共施設等のＬＥＤ照明調達事業に係る事業契約を次のとおり締結するものとする。

令和 7 年 6 月 18 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- 1 契約の目的 貝塚市内 75 の公共施設に関するＬＥＤ照明施設の企画、調査、設計、設置及び維持管理業務、付帯事業並びに自主事業
- 2 事業の概要 貝塚市内 75 の公共施設に関するＬＥＤ照明施設の企画、調査、設計、設置及び維持管理業務、付帯事業並びに自主事業を一体として行う。
- 3 契約の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- 4 契約金額 1,295,456,000 円
(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- 5 契約の相手 大阪市北区中之島二丁目 2 番 2 号 大阪中之島ビル 8 階
株式会社クリーン工房 大阪支店
専務取締役 川鍋 一朗
- 6 仮契約の日 令和 7 年 6 月 4 日

議案第 47 号

三館等合同施設建設工事（建築工事）の工事請負契約を締結する件
三館等合同施設建設工事（建築工事）の工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 7 年 6 月 18 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- 1 契約の目的 三館等合同施設建設工事（建築工事）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 935,000,000 円
- 4 契約の相手 貝塚市堀三丁目 6 番 3 号
株式会社 安部工務店
代表取締役 安部 寿一

議案第 48 号

救助工作車を取得する件

次のとおり、動産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月18日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する動産 | 救助工作車 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3 取得価格 | 179,080,000円 |
| 4 契約の相手 | 兵庫県三田市テクノパーク 32 番地
株式会社モリタ 関西支店
支店長 谷口 裕和 |

議案第 49 号

字の区域の変更及び町を新設する件

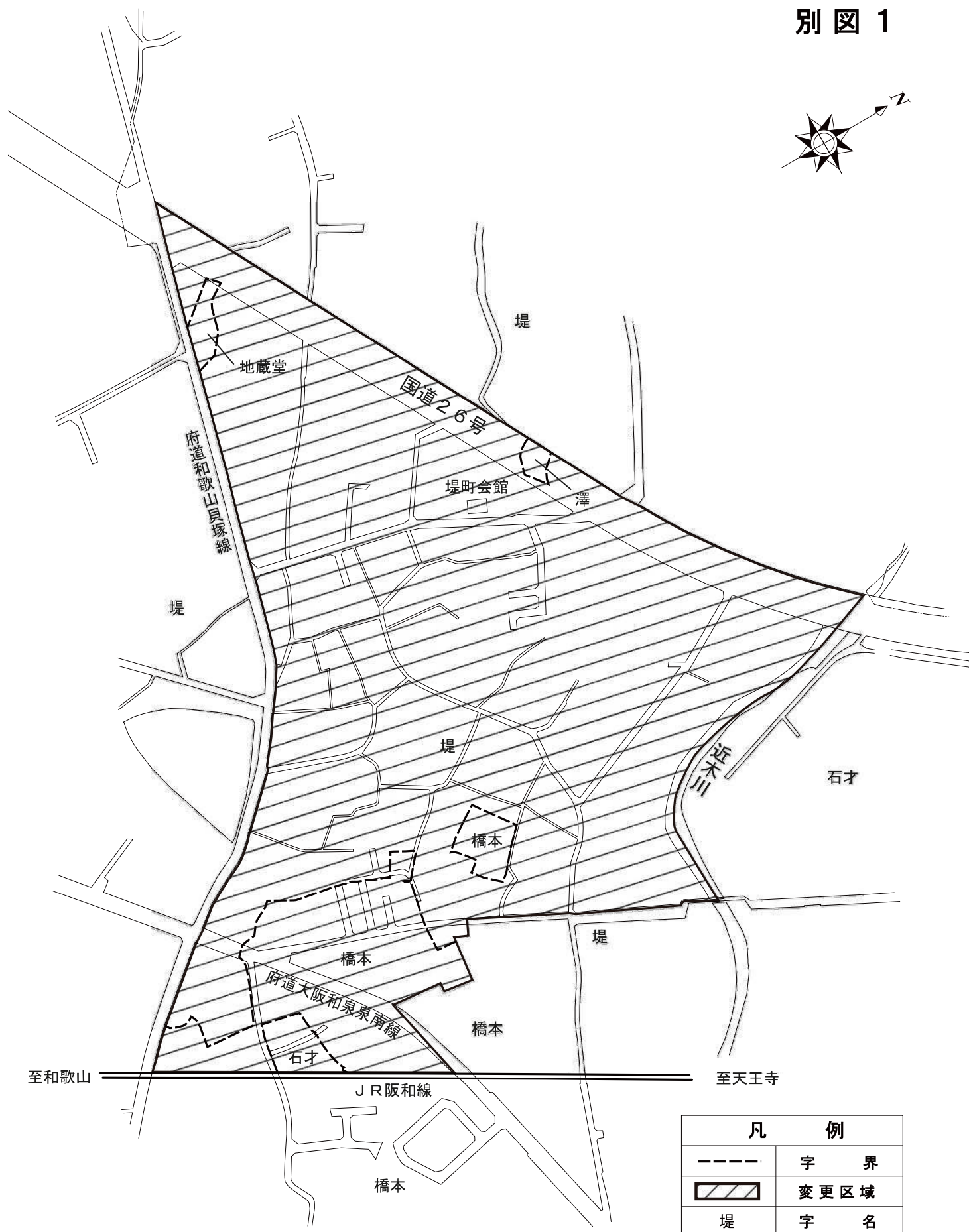
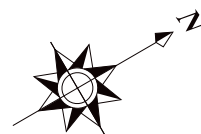
地方自治法第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域及び町の名称を定めるものとする。

令和7年6月18日提出

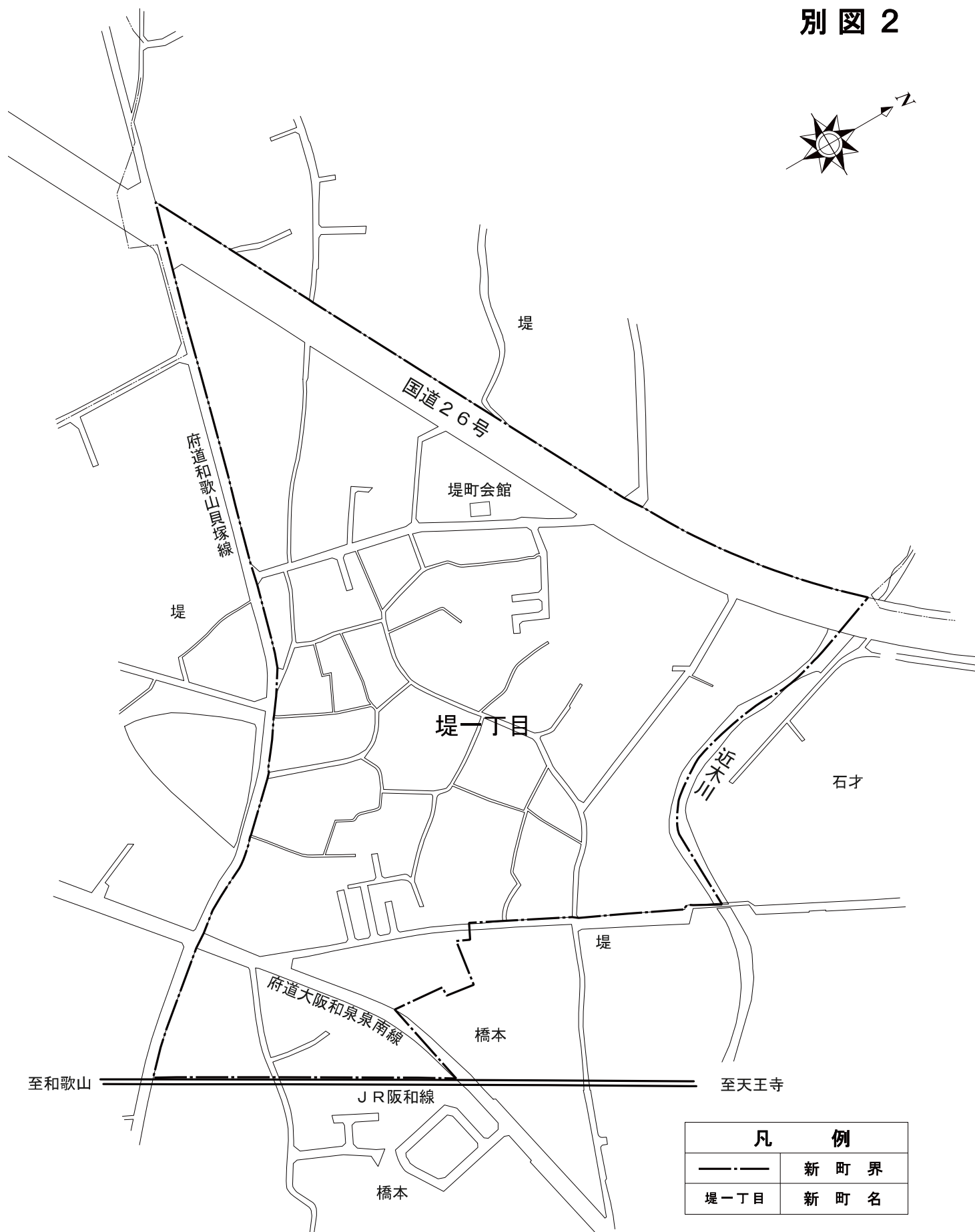
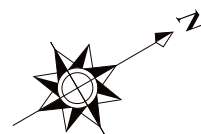
貝塚市長 酒 井 了

- 1 堤、橋本、地藏堂、石才及び澤の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 別図2に示すとおり、1において除いた区域をもって堤一丁目を新設する。

別図 1



別図 2



議案第 50 号

財産を支払手段として使用する件

次のとおり、財産を支払手段として使用したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 18 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1 支払手段として使用する財産

メーカー	型番	品名	数量
Apple	MW742J/A	iPad WiFi モデル 32GB	6,600 台

2 上記の財産をもって支払う債務

小中学校教育用タブレット端末等 6,900 台の賃貸借に要する費用のうち 37,752,000 円

3 譲渡の相手方

大阪市城見一丁目 4-24

NEC キャピタルソリューション株式会社 関西支店

関西支店長 加納 誠

議案第 51 号

令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 3 号）の件

令和 7 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 6 , 4 9 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0 , 9 9 1 , 4 0 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 6 月 18 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		8,592,748	102,947	8,695,695
	1. 国庫負担金	7,288,817	44,472	7,333,289
	2. 国庫補助金	1,279,146	58,475	1,337,621
15. 府支出金		3,347,837	400	3,348,237
	3. 委託金	231,387	400	231,787
17. 寄附金		709,167	2,000	711,167
	1. 寄附金	709,167	2,000	711,167
18. 繰入金		3,075,892	61,148	3,137,040
	2. 基金繰入金	3,042,220	61,148	3,103,368
歳 入 合 計		40,824,914	166,495	40,991,409

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		5,957,859	31,333	5,989,192
	1. 総務管理費	4,733,263	31,333	4,764,596
3. 民生費		19,712,389	6,587	19,718,976
	1. 社会福祉費	7,867,488	4,526	7,872,014
	2. 児童福祉費	8,405,566	2,061	8,407,627
4. 衛生費		4,231,672	44,472	4,276,144
	1. 保健衛生費	1,357,604	44,472	1,402,076
7. 商工費		246,193	3,200	249,393
	1. 商工費	246,193	3,200	249,393
10. 教育費		2,815,060	80,903	2,895,963
	1. 教育総務費	535,270	2,400	537,670
	2. 小学校費	846,192	42,560	888,752
	3. 中学校費	462,512	24,540	487,052
	5. 社会教育費	622,085	11,403	633,488
歳 出	合 計	40,824,914	166,495	40,991,409

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
水間門前町コ・デザイン区プロジェクト業務	令和7年度～令和9年度	61,667千円
校務支援システム整備運用事業（小学校）	令和7年度～令和12年度	30,700千円
校務支援システム整備運用事業（中学校）	令和7年度～令和12年度	17,700千円

議案第 52 号

令和 7 年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の件

令和 7 年度貝塚市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 5 9 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 5 3 6, 8 6 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 18 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰入金		360,094	2,590	362,684
	1. 一般会計繰入金	360,094	2,590	362,684
歳 入 合 計		1,534,279	2,590	1,536,869

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		40,448	2,590	43,038
	1. 総務管理費	21,946	2,590	24,536
歳	出	合	計	
		1,534,279	2,590	1,536,869

議案第 53 号

令和 7 年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 7 年度貝塚市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度貝塚市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（４） 主要な建設改良事業

		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
管路改良費	事業費	89,850 千円	66,000 千円	155,850 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 880,865 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 880,916 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 43,496 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 49,496 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 800,622 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 794,673 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収		入
第 1 款 資本的収入	2,185,702 千円	65,949 千円	2,251,651 千円
第 1 項 企業債	1,444,000 千円	65,100 千円	1,509,100 千円
第 4 項 国庫補助金	553,100 千円	849 千円	553,949 千円
	支		出
第 1 款 資本的支出	3,066,567 千円	66,000 千円	3,132,567 千円
第 1 項 建設改良費	1,704,857 千円	66,000 千円	1,770,857 千円

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 事 業	千円 967,600	証書借入又は証券発行	年 6.5% 以内（た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 政府資金 及び地方 公共団体 金融機構 資金につ いて、利 率見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後 の 利 率）	40年以内（うち 据置5年以内） 年賦又は半年 賦・元利均等又 は元金均等若し くは満期一括償 還。ただし、財 政の都合により 償還期限及び据 置期間を短縮 し、又は繰上げ 償還若しくは低 利債に借換える ことができる。 借入先に融通条 件があるときは 、これに従う ことができる。	千円 1,032,700	同 左	同 左	同 左
合 計	1,444,000				1,509,100			

令和7年6月18日提出

貝塚市長 酒井 了